発変電科	電気科	送配電科
電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）による第一種ボイラー・タービン主任技術者又は第二種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	電気事業法による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者若しくは第三種電気主任技術者の免状を有する者、航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十四年通商産業省令第五十二号。以下この項において「昭和五十四年省令」という。）による改正前の航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）によるエネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和五十九年通商産業省令第十五号）第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。以下この項において同じ。）	電気事業法による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者
電気事業法による第一種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	電気事業法による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者若しくは第三種電気主任技術者の免状を有する者、昭和五十四年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者	電気事業法による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者
（略）	（略）	（略）

発変電科	電気科	送配電科
電気事業法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十一号）による第一種ボイラー・タービン主任技術者又は第二種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者若しくは第三種電気主任技術者の免状を有する者、航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十四年通商産業省令第五十二号。以下この項において「昭和五十四年省令」という。）による改正前の航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）によるエネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和五十九年通商産業省令第十五号）第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。以下この項において同じ。）	電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者
電気事業法施行規則による第一種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者若しくは第三種電気主任技術者の免状を有する者、昭和五十四年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者	電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者
（略）	（略）	（略）